

意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドラインの流れ(概略)

1 状況把握 (P4, 5)

後見人等に選任されましたら、まず本人の支援者・関係機関と接触し、本人の生活状況や本人が目指す暮らしなどを把握します。このとき、特に、本人が日常生活の中で、希望が尊重されているか、意思に沿った支援を受けているかを確認してください。

アセスメントシート【様式1】【様式2】

2 本人・支援者との顔合わせ (P6)

地域包括支援センターやケアマネジャーなど、中心となって本人を支援してきた人に働きかけ、本人・支援者との顔合わせを行います。進行は主たる支援者に任せ、後見人は、何が課題となっているかを把握するとともに、本人と支援者との関わり方などに注意します。

アセスメントシート【様式3】

3 意思決定支援の可否を検討 (P1, 4, 5, 7)

課題が法的である場合

本人の課題が法的なものであるとき（例：施設への入所契約、自宅の売却、高額な預貯金の引出し、介護サービス利用契約など）は、ガイドラインに沿って意思決定支援を行うこととなります。課題が日常的なものと判断される場合は、本人の意思や希望が支援者らによって尊重されているかを見守り、問題があれば改善を求めることとなります。

4 支援チームの編成と事前打合せ (P7~10)

本人の課題が法的なものであるとき、後見人等は地域包括支援センターの担当者などと相談して、支援チームを編成します。相談できる人がなければ、後見人等が判断して支援メンバーを選ぶこととなります。

支援メンバーが決まれば、本人の意思決定をどのように支援するのが良いのかなどを、本人に働き掛ける前に支援チームで打ち合わせます。課題に応じて別日を設けて打ち合わせること Alternatively、本人へ働き掛ける当日に、早めに集まって行うこともあると考えられます。

5 チームミーティング (意思決定支援から意思の実現へ) (P10~12)

本人と支援メンバーとでチームミーティングを持ち、本人の意思決定を支援して行く段階です。意思決定に必要な情報を本人に提供し、意思を引き出しますが、この際、コミュニケーションの方法が適切であるか、発せられた意思の内容が、それまでの本人の言動などと一致しているか、といったことなどに注意します。

本人が発した意思が真意であると考えられる場合は、意思の実現に向けて支援を行います。どのような方法とするのかについても、本人に情報を提供し意思決定を支援してください。

アセスメントシート【様式3】

6 代行決定の可否を検討 (P13, 14)

意思決定支援によっても、本人の意思が①自己又は他者の重大な権利を侵害する、②実現不可能、③課題に期限があり、その期限内に意思決定できなかった場合などには、後見人が必要な決定を行うこととなります（これを「代行決定」と呼んでいます。）。

支援チーム内で上記①②③に該当するかを検討し、該当となれば、その原因を意思決定能力の各側面（「情報の理解」「記憶保持」「情報の比較考察」「意思の表現」）から総合評価して、代行決定を行うかどうかを判断します。

上記①②③に該当しない場合や、該当するとしても意思決定能力に問題がないと考えられる場合は、意思決定支援の余地を残すと考えられますので、支援チームにおいてさらに意思決定支援を進めていくこととなります。

アセスメントシート【様式3】

7 代行決定 (P14)

検討の結果、代行決定を行うこととなった場合、支援チーム内で、どのような代行決定を行うのかを検討します。このとき、本人の考え方や生き方などになるべく沿ったものとなるよう、また、本人の行動や権利を不必要に制限することがないように注意しなければなりません。

アセスメントシート【様式3】